

第10回四国水問題研究会 議事概要

日時：平成21年2月16日(月) 14:00～16:00

場所：高松サンポート合同庁舎 アイホール大会議室(香川県高松市)

開会・委員紹介等(事務局)

委員紹介

- ・近藤会長、梅原委員、黒木委員、那須委員は所用により欠席。
- ・近藤会長が欠席のため、規約により井原会長代理が司会進行。

資料確認

第9回四国水問題研究会議事概要

事前に配布(資料-1)により、説明は割愛。

湧水に対する取り組み紹介

国土交通行政インターネットモニターアンケート結果「湧水について」

整備局が平成20年湧水の事後調査として平成20年12月に行った、国土交通行政インターネットモニターアンケート結果について説明。

- ・アンケートは国土交通行政インターネットモニターとして登録されている82名(四国)を対象に、平成20年湧水について実施したもの。

【意見交換】

望月委員：

- ・湧水の影響が最も大きい香川県が、安定供給への経済的な負担に対しては最も消極的という結果になっている。それに対する分析はどうか。

七戸委員：

- ・サンプル(対象者)の数・属性等は、統計として十分なのか。

事務局：

- ・香川県の結果については我々も疑問を感じている。
- ・今回の調査は、通常の統計手法とは異なり、社会状況を把握するため迅速性に富むインターネットによる制度を活用した、普段から国土交通行政に関心の高い方で四国の国土交通行政に関するモニター登録者82人を対象としたアンケートとなっている。

井原会長代理：

- ・四県の地域差が現れている。単に結果を発表するのではなく、対象者の吟味、サン

プルの偏り等を考慮して、引き続き検討する必要があるのではないかと。

大年委員：

- ・ 渇水状況の報道について、“積極的な報道が無かった”という意見があるが、渇水の情報としては取水制限率だけが取り上げられ、その結果に至るプロセスは全く知らされない。これは住民側に渇水に対する緊迫感が沸いてこないひとつの大きな原因ではないか。

事務局：

- ・ 渇水調整する立場からは、不安を煽りすぎても、また逆でもいけない、と考えている。調整は最悪のパターンを想定するため、どの程度の情報提供が適切かというのは大きなテーマである。研究会の中でもご議論頂きたい。

四国水問題に係る中間とりまとめに向けて（論点整理）

- ・ 様式 - 2 「四国水問題に係る中間とりまとめに向けた論点整理(案)」において、第9回研究会の委員意見を反映し、水量・水質の両面での管理、水利用の合理化の中での水の再配分、気候変動への対応などを追加して、“主な意見”および“論点”を更新したことを説明。

四国森林管理局（オザパー）からの情報提供「森林計画制度等について」

第9回研究会の質問：「森林整備の今後の計画と費用、整備の実情等について確認したい。」を受け、四国森林管理局より、森林整備計画の制度と、四国における今後の具体的な森林整備の方針について情報提供を行った。

- ・ 森林整備は、全国森林計画、地域森林計画、地域管理計画等を関係省庁、県、市町村と協議しながら策定していく制度となっている。
- ・ 美しい森づくりへの取り組みは、地球温暖化、水の問題、治山治水に適切に対応するために、間伐、広葉樹の導入、生物多様性などの問題に対応していくものである。
- ・ 林野庁の予算について、21年度概算要求ベースでの概要と森林整備の手順の説明。
- ・ 森林ボランティアの概要説明。

四国水問題に係る中間とりまとめに向けて（骨子について）

前回までの研究会での委員からの指摘を踏まえ、中間とりまとめの考え方や方向性（参考 - 1 ~ 3）および骨子（資料 - 3、4）について事務局（案）を説明。

井原会長代理：（事務局説明の補足として）

- ・ 四国の水問題という非常にユニークで意味のある研究会を創め、時代を先取りするような政策志向の考え方でこの研究会を進めてきた。
- ・ 今回で10回目を数え、かなり優位な情報が蓄積されてきたのでそれを可能な限り活かしたい、というのが基本的なスタンス。

- ・しかし言及内容は広範多岐に及ぶので、情報を整理するワークシートとして参考資料1～3をまとめている。やや迂回した形にはなるものの、結果よりもそのプロセスを重視し、皆さんの意見を論点整理して具体的な肉付けをしていきたいという意向である。
- ・まず、治水・利水・環境という3つの機能がメインにあり、これらを機軸に据え、時代・歴史性、地域性の観点を加えている。
- ・参考 - 1で、属性相互の関係がドレードオフか両立かチェックし、参考 - 2および3で、時代・歴史性との関連付けをしている。これをベースにしながら方向性をまとめたのが資料 - 3および4。
- ・将来の提言も念頭に置いた「中間とりまとめ」として位置付けたいので、具体的な言及事項、内容がどうか、というところを議論頂きたい。

【意見交換】

三井委員：

- ・現在、吉野川の河川整備計画策定に向けて公聴会を開催しているところであり、中流域では無堤地区の整備要望が挙がっている。
- ・しかし築堤すると河道の貯留量が減少するため、河道の整備である固定横断構造物2箇所対策を先行するべきである。河道整備の対策として抜けているのではないか。

大年委員：

- ・これまで表流水のみが対象になっており、地下水との関連から検討が無いのでは。一体で水管理していく視点が必要。
- ・環境の観点が“水質のみ”になっている。四国の河川は水質だけでなく“川が有する生産力”という点で恵まれた河川環境を有しており、それを損なわないような水管理のあり方、という観点からのまとめも必要。

鈴木委員：

- ・河川によって、治水・利水・環境の重要度は異なる。例えば吉野川は環境よりも治水利水、重信川は利水、肱川は治水が最重要。
- ・私の提案した“地域性”とは、“水源地と受益地”という地域性ではなく、吉野川の上中下流で治水・利水・環境の重要度に差があるということ。

望月委員：

- ・研究会として方向性を一度議論する必要がある。
- ・起承転結の“起”の部分で、“豊かに過ごせる四国地域”のため、といった哲学を記載すべきである。
- ・互譲の精神では水問題の解決は無理であり“四国は一つ”の理念から、どう脱却するかが課題。高知・徳島が譲る側、愛媛・香川が受ける側という構図と、違う観点で踏み込んでいくことが必要。
- ・“湧水は天災である”という捉え方をはっきり出し、従前とは異なる湧水対応について踏み込んで良いのではないか。

福田委員：

- ・四国民に、四国の水問題を知らしめる広報が重要。理解して頂く場合には、“情報の共有”とただだけでなく、誰が誰に伝えるか、誰と誰がどういう情報を共有するのかといった踏み込んだ整理が必要になる。それが、各行政機関が「中間とりまとめ」の結果を基に試行していく時の支えになると思う。

望月委員：

- ・四国の実質的な豊かな自然や豊富な水などの利益性は他地域からは魅力でありブランドである、という意識を持つことによって、合理的な整理が出来るのではない。それが出来ないと次の世代はカバーできない。

七戸委員：

- ・“研究会のメンバーの意見を集約した”「中間とりまとめ」であるから、それに関しては河川管理者ではなく研究会のメンバーが責任を持つことになる。
- ・規約第2条には、“治水・利水・環境の合理的な恒久対策並びに必要な実施方策について研究及び提言を行うことを目的とする”と掲げており、研究会として具体的な施策まで示し、その上で意見が別れば対立した整理をすればよいのでは。

端野委員：

- ・吉野川の治水計画における安全度は1/150であり、早明浦ダム以外に現施設と同程度の洪水調節施設が必要。これを認識した上で具体的な対策を考えることが必要。
- ・現在の早明浦ダムは、放流設備改造等のハード面、洪水調節ルールの変更、事前放流等のソフト面で、十分な検討余地がある。「中間とりまとめ」に盛り込んで頂きたい。

坂東委員：

- ・堅苦しくてインパクトが無いと感じた。
- ・ハード整備はもう十分だと思っている。大事なのは地域の連携、交流等のソフト対策に尽きる。
- ・“さめうらふるさとカーニバル”に参加しているが、毎年交流していると地域の意見が分かってくる。連携・交流の大切さは、未来を見据えた場合には絶対に必要なこと。

大澤委員：

- ・機能面について、治水・利水・環境全てが同じ問題ではなく、経済的な面も考慮して考えなければいけないと感じた。
- ・広域間地域競争が激しくなる現状では、水問題は喫緊の課題という認識には共感。

池田委員：

- ・時間軸（過去、現在、将来）でまとめていただいているが、私が足りないと感じるのは、“「過去から学ぶこと」があるのではないか”ということ。過去から学ぶことが未来に繋がるひとつのヒントになる。
- ・後世に水問題の大切さを伝えていくことが、研究会のひとつの目的ではないか。
- ・せっかく様々な意見が集積されてきているので、四国が水に関する情報発信や人材の基地になれば、それが意識改革のきっかけになり、様々な方法論が出てくる

のではないか。

事務局：

- ・とりまとめを急いだために不十分な点があったと感じる一方、「中間とりまとめ」は委員の皆様の検討結果であるということを改めて肝に銘じたい。
- ・特に重要な指摘事項について
 - * 起承転結の“起”の記載について、哲学が無いというご指摘に対しては、何らかの形で織り込む必要があるので、ぜひアドバイスやご指示を頂きたい。
 - * 具体性をどのように織り込むのか、というご指摘に対しては、方向性を示した「中間とりまとめ」を受けて、関係者が提言に向けた様々な取り組みを考え、最終的に具体性を持った提言としてまとめることを提案している。「中間とりまとめ」の段階でどこまで具体的な記載ができるかは、ご意見を伺いながら進めていきたい。

井原会長代理：

- ・河川管理者という立場に立つと、しがらみや既得権に阻まれ、なかなか実行できない。それ故に、自由な立場で議論できる四国水問題研究会が発足し、スタートした。
- ・委員の皆さんは、遠慮なく意見を述べていただいて、研究会の責任で意見を取りまとめるという点について忘れないで頂きたい。

福田委員：

- ・具体性についての指摘は重要。方向性を示す中でも、委員同意の上での代表的な推奨案については具体的に記述すれば、受け取る側は納得できる。方向性のみでは行政の文章に留まってしまうので、確実なことは具体的な記述にした方が判りやすい。

井原会長代理：

- ・今回は、本日提起頂いた議論を踏まえた「中間とりまとめ(案)」をもとに具体の検討を行いたい。
- ・それまでに意見、思想、哲学、具体的な方向付けや提言内容があれば事務局にお寄せ頂きたい。最終的には研究会の責任で取捨選択する。あくまでも中間段階であり、後半のアクションに結びつく提言に繋げたい。

今後の進め方

事務局：

- ・今回は、「中間とりまとめ(案)」を作成し、ご意見を頂きたい。
- ・また、「中間とりまとめ(案)」の作成にあたり、アドバイスをお願いしたい。

以 上